

国設知床鳥獣保護区の設定、特別保護地区の指定及び特別保護指定区域の指定に関する国民からの意見の募集について

概要： 環境省では、存続期間が平成 13 年 10 月 31 日までとなっている国設知床鳥獣保護区及び特別保護地区の区域を見直すこと並びに特別保護指定区域を新たに指定することについて、広くこれに関する意見を募集する。

国設知床鳥獣保護区及び特別保護地区は、昭和 57 年 3 月 31 日に設定及び指定がなされた。

今回の区域の見直しにより、鳥獣保護区及び特別保護地区をそれぞれ拡大するとともに、車の乗り入れや撮影等の行為を規制する特別保護指定区域を新たに指定し、より充実した鳥獣の生息環境の保全を図ろうとするものである。

本文：

1 意見書提出手続き

(1) 問い合わせ先

- ・環境省自然環境局野生生物課計画係
東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
電話：03 - 5521 - 8283
- ・環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所釧路支所
北海道釧路市北斗 2 - 2101
電話：0154 - 56 - 2345
- ・環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所
北海道釧路市幸町 10 - 3 釧路地方合同庁舎
電話：0154 - 32 - 7500

(2) 資料入手方法等

国設知床鳥獣保護区の設定計画書(案)、特別保護地区指定計画書(案)及び特別保護指定区域指定計画書(案)並びにこれらの区域図は、(1)の問い合わせ先において閲覧することができる。

環境省自然環境局野生生物課では、資料を配布する。

(郵送希望の場合は A4 版の書類の入る 160 円分の切手を貼った返信用封筒を「〒100-8975 千代田区霞ヶ関 1-2-2 環境省自然環境局野生生物課計画係」あてに「知床資料希望」と明記の上お送りください。)

なお、各計画書(案)については、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp>)に掲載する。

(3) 意見募集期間

平成 13 年 7 月 12 日 (木) から 8 月 3 日 (金) まで

(4) 意見提出方法

別記様式による文書により、郵送、FAX (03-3581-7090) 又は電子メール
(shiretoko@env.go.jp)

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課計画係 (担当 : 千田、早川)

2 設定及び指定計画の概要

(1) 国設知床鳥獣保護区

- ア 所在地 北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町 (総面積 44,053ha)
- イ 存続期間 平成 13 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日まで
- ウ 主な対象鳥獣 シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、ヒグマ等

(2) 国設知床鳥獣保護区特別保護地区

- ア 所在地 北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町 (総面積 23,630ha)
- イ 存続期間 平成 13 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日まで
- ウ 主な対象鳥獣 シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、ヒグマ等

(3) 国設知床鳥獣保護区特別保護指定区域

- ア 所在地 北海道斜里郡斜里町 (総面積 1,156ha)
- イ 存続期間 平成 13 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日まで
- ウ 主な対象鳥獣 シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、ヒグマ等

3 主なスケジュール

平成 13 年 7 月 18 日 (水) 13:30 ~	公聴会開催
平成 13 年 9 月中旬	中央環境審議会への諮問
平成 13 年 10 月	官報告示

連絡先 : 環境省自然環境局野生生物課
担 当 : 千田、早川 (6469,6465)